

ミャンマーの民事裁判における当事者主義(1)

JICA 長期派遣専門家

小松 健太¹

1. はじめに

当プロジェクトでは、ミャンマー連邦最高裁判所からの要請を受け、2016年7月より民事紛争を解決する手段として調停制度の導入ができないか検討を始めたところである。調停制度を導入するにあたっては、正式な民事訴訟と調停制度の役割分担、手続相互の関係などを検討する必要がある、そのために民事訴訟制度そのものについて知見を深めることが必要である。

当プロジェクトでは、同年7月11日から13日にかけてキックオフ的なワークショップを実施した。そのワークショップのプログラムの一つとして、基本的な民事訴訟の枠組みについて議論を行った。民事訴訟においては、審判の対象となる私人間の権利義務は、原則として私的自治に委ねられ、この原則は、訴訟手続の中では、訴訟物に関する処分権主義及び主張・立証に関する弁論主義の形をとって現れる²。つまり、審理の内容面については、当事者主義 (Adversary system) が採られているということである。ワークショップに参加していたミャンマー連邦最高裁判所の職員によると基本的にはミャンマーの民事訴訟手続においても同じような考え方が妥当するという。ただ、彼らの理解と日本における当事者主義の理解が異なる点があることも判明した。

本稿では、ミャンマーの民事訴訟法及び証拠法などに当事者主義がどのように現れているかを日本法との比較を通して検討してみたい³。また、相違している部分につき、その理由についても考えてみたい。

2. 民事訴訟と当事者主義

(1) 日本法における当事者主義

日本法上、請求、主張、立証という3つのレベルにおいて、原則として当事者主義が採用されている。請求レベルにおいては、処分権主義が妥当する。まず、民事訴訟は、一方当事者によって訴えが提起されない限り開始されない。また、審判の対象となる権

¹ JICA ミャンマー法整備支援プロジェクトの専門家（弁護士）として2014年1月からミャンマーの首都ネピドーに駐在。連邦法務長官府（Union Attorney General's Office）及び連邦最高裁判所（Supreme Court of the Union）との間で法案の起草及び審査能力の向上、裁判官及び検察官の研修制度の改善などの活動を行っている。

² 伊藤眞「民事訴訟法（第4版）」（2011年）22頁

³ ミャンマーにおける民事紛争解決や民事訴訟手続に関する参考文献としては、西村あさひ法律事務所「ミャンマーにおける民商事関係等の紛争解決制度の実態」（2015年）、森・濱田松本法律事務所「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書」（2013年）第5部ミャンマーの民事訴訟法・仲裁法183頁以下、がある。

利関係を決めるのは当事者である（民事訴訟法⁴ 246 条）。このような原則は、判決以外の訴訟の終了、すなわち訴えの取下げ（同 261 条）、請求の放棄・認諾（同 267 条）や訴訟上の和解（同 267 条）にも当てはまる。

また、主張、立証のレベルでも当事者主義が妥当している。すなわち、訴訟の対象となる権利関係を確定するために必要な事実と証拠の収集は、当事者の権能と責任に委ねるとする弁論主義が採用されている⁵。弁論主義の具体的内容としては、①裁判所は、当事者の主張していない事実を判決の資料として採用してはならない、②当事者間に争いのない事実は、裁判所は、そのまま判決の基礎としなければならない、③当事者間に争いのある事実は、当事者の申し出た証拠によって認定しなければならないということが挙げられる。

(2) ミャンマー法における当事者主義

では、上記のような当事者主義が、ミャンマーの民事訴訟法⁶（以下「CPC」という。）及び証拠法⁷（以下「EA」という。）にどのように現れているか検討していこう。

まず、請求レベルであるが、訴訟は、訴状（Plaint）の裁判所への提出によって提起されることになっている（CPC26 条及び Order IV⁸ Rule 1 (1)）。訴状には、請求の趣旨（relief）の記載が必要とされている（Order VII Rule 1 (g), Rule 7⁹）。原告は、訴訟提起後、訴えの取下げをすることができ（Order XXIII Rule 1 (1)）、訴訟の当事者は、相手方の事件に関する主張（case of any other party）を認めることができるとされている（Order XII Rule 1）。また、訴訟上の和解が成立した場合には、裁判所がその和解にしたがった執行命令（Decree）¹⁰を出すことになっている（Order XXIII Rule 3）。このように、ミャンマーの法制度上、請求レベルにおいては、日本において処分権主義が妥当しているのと同様、当事者主義が採用されていると言ってよいだろう。

では、次に主張レベルについて検討する。まず、訴状には、請求原因を構成する事実の記載が必要であり（Order VII Rule 1 (e)）、これを欠くと訴状は却下される（同 Rule 11 (a)）。訴状及び答弁書（written statement）¹¹を訴答書（Pleading）というが（Order VI Rule 1）、これらの書面には、請求及び防御の根拠となる主要な事実を記載しなけれ

⁴ 日本の民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）を指す。

⁵ 民事訴訟法において明文の定めはないが、同法 159 条、179 条などの規定は民事訴訟の一般原則として弁論主義を前提にしている（前掲注 2 伊藤 292 頁）。

⁶ ビルマ法典 12 卷所収 The Code of Civil Procedure (India Act No. 5/1908)。ミャンマーでは、Civil Procedure Code の略として、一般に CPC と呼ばれるため、本文でも「CPC」を用いることとする。

⁷ ビルマ法典 12 卷所収 The Evidence Act (India Act No. 1/1872)

⁸ CPC の別添第 1 (The First Schedule) に添付されている Order を指す。以下も特に記載がある場合を除き、同様である。

⁹ ただし、一般的な救済や裁判所が通常与えているような救済については訴状への記載は必要ではないとされている（Order VII Rule 7）。

¹⁰ CPC 上、判決（Judgment）と執行命令（Decree）は区別されており、判決の役割は、事案の概要、争点、判断の内容、判断の根拠を明らかにすることにあるのに対し（Order XX Rule 4 (2)）、執行命令は、救済の方法を明らかにするもので（Order XX Rule 6 (1)）強制執行するために必要とされる。

¹¹ 被告が防御のために提出する書面をいう（Order VIII Rule 1）。

ばならない（同 Rule 2）。これらの書面は当事者から提出されるものであり、事実の主張の提出に関する責任は当事者にあるものと考えられる。裁判所は、原則として、当事者が争っているそれぞれの争点につき、事実認定、判断及び理由を判決に記載する必要がある（Order XX Rule 5）。また、当事者が争わない旨、同意した事実については、原則として、証明を要しないとされている（EA58 条）¹²。この場合、相手方の当事者は、裁判所に対し、当該自白を基礎とした判決を求めることができる（Order XII Rule 6 (1)）。このように事実に関する自白の拘束力も日本と同様に認められ、法制度上は、主張レベルにおいても当事者主義が妥当しているといえよう。

最後に証拠レベルについて検討する。まず、裁判所に顕著な事実や自白がなされた事実を除き、事実を証拠によって証明する必要がある（EA56 条及び 58 条の反対解釈¹³）。当事者は、自らが証明責任を負う事実を立証するために証拠を提出し（Order XVIII Rule 2 及び EA101 条）。第 1 回期日においてその保持する必要な書証 (Documentary Evidence) を提出する（Order XIII Rule 1 (1)）また、証人の申請も当事者の権能とされている（Order XVI Rule 1）。

以上、ミャンマーの民事裁判に関する法制度を検討してきたが、制度上、請求、主張、立証の各レベルにおいて当事者主義が妥当していることが判明した。今後、ミャンマーの民事裁判の実務において当事者主義が実際にどのように運用されているか、ミャンマーの連邦最高裁判所の職員からの聞き取りをもとに見ていきたい。

(続)

¹² ただし、裁判所の裁量により、当事者が認めた事実についても当事者に対して証明するよう求めることができる（EA58 条）。

¹³ なお、ほぼ同様の規定を有するシンガポール証拠法においても本文記載のような理解がされている (Jeffrey Pinsler SC “Evidence and the Litigation Process (4th Ed.)” (2013), 11.006)。